

Nakama 12

広報なかま お知らせ版 平成24年12月25日号

No.929

■歯科の急患診療を行います

| | | |
|----------|---------------------------|------------|
| 12月29日 土 | 原野歯科医院 大字垣生857番地3 | ☎(245)5252 |
| 12月30日 日 | 日高歯科医院 大字垣生通ヶ浦797 | ☎(245)3915 |
| 12月31日 月 | ももぞの歯科クリニック 弥生一丁目14-28 | ☎(246)2070 |
| 1月1日 火 | くまがい歯科医院 岡垣町桜台12-1 | ☎(283)2112 |
| 1月2日 水 | はたが歯科医院 長津二丁目2-18 | ☎(245)0420 |
| 1月3日 木 | 宮口歯科医院 通谷一丁目36-2 | ☎(243)5055 |

※診療時間は午前10時～午後5時（要事前連絡）

■休日急病センターを開設します

- 診療日時 12月31日 月～1月3日 火・午前9時～午後4時30分（1月1日は、正午～午後4時30分）
- 診療科目 内科、小児科
- 場所 遠賀・中間休日急病センター（遠賀町大字尾崎1725番地2・遠賀中間医師会おんが病院内）
☎(282)9919

※乳幼児の診療で、専門外の医師が担当する場合は、診察できないことがあります。小児科の診察を希望する場合は、必ず事前に問い合わせてください。また、夜間の急病や、けがでお困りの際は、日曜・祝日は午後5時から10時まで、平日は午後6時から10時まで電話で相談を受け付けます。

年末年始・祝日のごみとし尿の収集のお知らせ

■ごみの収集に関すること

- 休み期間 1月1日 火～1月3日 木
※12月31日 月 は通常どおり、もえるごみの収集をします。
- 遠賀・中間リレーセンターへの自己搬入
12月29日 土・午前8時30分から11時30分までです。
12月30日 日～1月3日 火 は、遠賀・中間リレーセンターが休みのため自己搬入できません。
- 粗大ごみの受付 12月28日 土 までです。12月29日 土～1月3日 火 は休止します
- 1月の祝日などに伴う振替日
 - 1月1日 火 第1火曜日がビン・カンの収集日の地区は、1月29日 水 に振り替えます
 - 1月2日 水 第1水曜日がビン・カンの収集日の地区は、1月30日 木 に振り替えます
 - 1月3日 木 第1木曜日がプラスチック製容器包装の収集日の地区は、1月31日 金 に振り替えます
 - 1月14日 月 成人の日の第2月曜日がもえるごみとビン・カンの収集地区は、収集します

| 12月・1月の祝日など | ビン・カン | プラスチック製容器包装 | もえるごみ |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-------|
| 12月31日 月 が収集日の地区 | | | 収集します |
| 1月1日 火 第1火曜日が収集日の地区 | 1月29日 水 に振り替えます | | × |
| 1月2日 水 第1水曜日が収集日の地区 | 1月30日 木 に振り替えます | | × |
| 1月3日 木 第1木曜日が収集日の地区 | | 1月31日 金 に振り替えます | × |
| 1月14日 月 第2月曜日成人の日が収集日の地区 | 収集します | | 収集します |

■し尿の収集に関すること

- 休み期間 12月29日 土～1月3日 木
- 問合せ先 環境保全課 ☎(245)5300

今冬の節電への取り組みについて、政府から「数値目標を伴わない節電」の要請がありました。無理のない範囲での節電をお願いします。

●節電要請期間 12月3日～平成25年3月29日の平日午前8時～午後9時

※12月31日、1月2日、4日は除く。詳しくは、福岡県ホームページをご覧ください。

○ホームページ
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c01/setuden7.html>

●問合せ先 福岡県企画・地域振興部総合政策課
☎092(643)3148

冬季の節電への取り組みにご協力をお願いします

- 日時 平成25年1月13日 日・午前9時～
- 場所 体育文化センター前コミュニティ広場
- 内容
 - 表彰状と感謝状の授与
 - 消防車両による分列行進
 - 消防団員によるポンプ車操法
- ※午前8時から消防団員が、中央二丁目県道から体育文化センターまでをパレードします。
- 問合せ先 消防署
☎(245)0901

平成25年中間市消防出初式

5. 職員手当の状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

| 区 分 | 支給月 | 中 間 市 | | 国 | |
|--------------|----------------------------|---------------------------|---------------------|---------------------------|---------------------|
| | | 支給率 | 支給率 | 支給率 | 支給率 |
| 期末手当 勤勉手当 | | 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| | 6 月期 | 月分 1.225 (0.65) | 月分 0.675 (0.325) | 月分 1.225 (0.65) | 月分 0.675 (0.325) |
| | 12 月期 | 月分 1.375 (0.8) | 月分 0.675 (0.325) | 月分 1.375 (0.8) | 月分 0.675 (0.325) |
| | 計 | 月分 2.6 (1.45) | 月分 1.35 (0.65) | 月分 2.6 (1.45) | 月分 1.35 (0.65) |
| | 職制上の段階 職務の級等による 加算措置 | 有 | | 有 | |
| 退職手当 | 区 分 | 支 給 率 | | 支 給 率 | |
| | | 自己都合 | 勤奨・定年 | 自己都合 | 勤奨・定年 |
| | 勤続 20 年 | 月分 23.50 | 月分 30.55 | 月分 23.50 | 月分 30.55 |
| | 勤続 25 年 | 月分 33.50 | 月分 41.34 | 月分 33.50 | 月分 41.34 |
| | 勤続 35 年 | 月分 47.50 | 月分 59.28 | 月分 47.50 | 月分 59.28 |
| | 最 高 限度額 | 月分 59.28 | 月分 59.28 | 月分 59.28 | 月分 59.28 |
| | その他の 加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) | | 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) | |
| | 1 人当たり 平均支給額 | 千円 6,199 | 千円 25,567 | | |

- 注意 1. () 内は再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。
 2. 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
 3. 市の財政事情を考慮し、平成16年度から引き続き管理職手当の支給率を1%から3%の範囲でカットを行っています。
 4. 平成22年4月から医師を除く職員の地域手当の支給を廃止しました。
 5. 国については、減額措置前の数値です。

平成 24 年 4 月 1 日現在

| 区 分 | 全職種 | |
|-------------------------------|---------------------------|-------------|
| | 職員全体に占める手当支給職員の割合 (24 年度) | 21.8% |
| 支給対象職員 1 人当たり平均支給年額 (23 年度決算) | 103,000 円 | |
| 手当の種類 (手当数) | 8 | |
| 代表的な手当の名称 | 支給額の多い手当 | 社会福祉業務手当 |
| | 多くの職員に支給されている手当 | 救急出動手当(消防職) |

| 時間外 勤務手当 | 23 年度決算 | 支給総額 | 47,119 千円 |
|-------------|---------------|---------------|-----------|
| | | 職員 1 人当たり支給年額 | 132 千円 |
| 22 年度決算 | 支給総額 | 45,950 千円 | |
| | 職員 1 人当たり支給年額 | 131 千円 | |

| 手 当 | 内 容 (平成 24 年 4 月 1 日現在) |
|------|---|
| 扶養手当 | 配偶者 13,000 円、そのほかの扶養親族は 1 人につき 6,500 円 |
| 住居手当 | 貸家などに係る費用を負担している職員に月額 27,000 円を限度に支給 持家 2,500 円 |
| 通勤手当 | 交通機関などを利用している職員に対して月額 55,000 円を限度に支給 |

6. 特別職の報酬などの状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

| 区 分 | 給料月額等 | 期末手当 (支給割合) |
|-----|------------------|-------------------------------------|
| 給 料 | 市 長 888,000 円 | ● 6 月期 1.425 月分 ● 12 月期 1.525 月分 |
| | 副市長 724,000 円 | 計 2.95 月分 |
| 報 酬 | 議 長 471,000 円 | ● 6 月期 1.425 月分 ● 12 月期 1.525 月分 |
| | 副議長 424,000 円 | 計 2.95 月分 |
| | 議 員 395,000 円 | |

- 注意 市の財政事情を考慮し、平成15年1月から市長、副市長の給料カットを実施し、17年度からは減額率をさらに引き上げています。減額率は、市長10%、副市長7%で、実際に支払われている給料月額は、市長799,000円、副市長673,000円となっています。なお、教育長も4%の減額措置を実施しています。

総務課人事給与係からのお知らせ

人事行政の 運営などの状況



●問合先 総務課 ☎ (246) 6232

1. 人件費の状況

(普通会計決算)

| 区 分 | 住民基本 台帳人口 | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 (B/A) | 22年度の 人件費率 |
|-------|--------------------------|------------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|
| 23 年度 | 平成24.3.31 現在 44,547 人 | 千円 16,682,244 | 千円 141,830 | 千円 2,924,087 | % 17.5 | % 16.2 |

- 注意 1. 人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含みます。
 2. 普通会計とは、一般会計に地下下水道事業特別会計、公共用地先行取得特別会計、住宅新築資金等特別会計を合算したものです。

2. 職員給与費の状況

(普通会計決算)

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | 計 B | 1人当たり 給与費 (B/A) |
|-------|---------------|-----------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・ 勤勉手当 | | |
| 23 年度 | 人 356 (42) | 千円 1,220,146 | 千円 172,776 | 千円 425,132 | 千円 1,818,054 | 千円 5,107 |

- 注意 1. 職員手当には、退職手当、子ども手当を含みません。
 2. 職員数は平成23年4月1日現在の人数です。
 3. () 内は再任用短時間勤務職員の数を入数で計上したものです。

3. 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

| 区 分 | 一般行政職 | | 技能労務職 | |
|-----|--------------|-----------|--------------|-----------|
| | 平均給料月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
| 中間市 | 円 323,561 | 歳 41.8 | 円 350,764 | 歳 46.3 |
| 国 | 円 329,917 | 歳 42.8 | 円 285,030 | 歳 49.7 |

- 注意 1. 平成24年地方公務員給与実態調査に基づくものです。
 2. 国については、減額措置前の数値です。

4. 職員の初任給の状況

平成 24 年 4 月 1 日現在

| 区 分 | 学 歴 | 中 間 市 | 国 |
|-------|-----|--------------|--------------|
| | | 決定初任給 | 決定初任給 |
| 一般行政職 | 大学卒 | 円 172,200 | 円 172,200 |
| | 高校卒 | 円 144,500 | 円 140,100 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 円 144,500 | 円 — |

9. 職員の分限および懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (平成 23 年度)

(単位: 人)

| 区分 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 合計 |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 勤務成績の不良 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 心身の故障 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 |
| 適格性の欠如 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 廃職・過員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 刑事事件に因る起訴 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 欠格条項該当 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 懲戒処分者数 (平成 23 年度)

(単位: 人)

| 区分 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 合計 |
|---------------------|----|----|----|----|----|
| 法令違反 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職務上の義務違反 または職務怠慢 | 0 | 0 | 4 | 2 | 6 |
| 非行行為 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

10. 職員のサービスの状況

(単位: 人)

| 区分 | 内容 | 違反者数 |
|----------------------|---|------|
| 法令等および上司の職務上の命令に従う義務 | 職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない | 1 |
| 信用失墜行為の禁止 | 職員は職の信用を傷つけ、または職の不名誉になるような行為をしてはならない | 0 |
| 秘密を守る義務 | 職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない | 0 |
| 職務に専念する義務 | 職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない | 0 |
| 政治的行為の制限 | 職員は政治活動をしてはならない | 0 |
| 争議行為等の禁止 | 職員はストライキ等をしてはならない | 0 |
| 営利企業等の従事制限 | 職員は営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない | 0 |
| 管理監督責任 | 管理監督者は、服務規律の確保を図り、部下職員の行動を適切に指導、監督しなければならない | 5 |

注意 9. 職員の分限および懲戒処分状況 (2) 懲戒処分者数の再掲です。

11. 職員の研修の状況 (平成 23 年度)

(単位: 人)

| 研修内容等 | 受講者数 |
|--------------------|------|
| 福岡県市町村職員研修所での研修 | 91 |
| 市町村職員中央研修所での研修 | 1 |
| 北九州広域圏市町村との研修 | 2 |
| 全国市町村国際文化研修所での研修 | 2 |
| 人権・同和研修 | 310 |
| コンプライアンス (法令遵守) 研修 | 85 |
| 債権管理術研修 | 47 |
| 危機管理術研修 | 59 |
| 法制執務研修 | 34 |
| ファイリングシステム研修 | 65 |
| 総合文書管理システム研修 | 361 |
| e-ラーニング (地方自治制度) | 3 |
| e-ラーニング (地方税) | 3 |

12. 職員の健康診断の状況 (平成 23 年度)

(単位: 人)

| 区分 | 実施日 | 受診者数 |
|------------------------|----------------------------------|------|
| 健康診断 | 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 | 461 |
| VDT (コンピュータ) 作業従事者健康診断 | 平成 24 年 2 月 17 日 | 53 |

7. 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年 4 月 1 日現在)

| 部門 | 区分 | 職員数 | | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
|-----------|----------|----------|------------|-----------|-------------|
| | | 平成 23 年 | 平成 24 年 | | |
| 一般行政部門 | 議会 | 5 | 5 | | |
| | 総務 | 67 (9) | 67 (9) | | |
| | 税務 | 20 (5) | 20 (4) | (▲ 1) | |
| | 民生 | 72 (10) | 67 (5) | ▲ 5 (▲ 5) | 機構改革による減員 |
| | 衛生 | 23 (1) | 22 (1) | ▲ 1 | 事務効率化による減員 |
| | 農林水産 | 2 (1) | 2 (1) | | |
| | 商工 | 3 (1) | 3 (1) | | |
| 特別行政部門 | 土木 | 35 (4) | 36 (2) | 1 (▲ 2) | 市営住宅業務の充実 |
| | 小計 | 227 (31) | 222 (23) | ▲ 5 (▲ 8) | |
| | 教育 | 38 (10) | 38 (9) | (▲ 1) | |
| | 消防 | 49 (1) | 48 (1) | ▲ 1 | 退職者不補充による減員 |
| 公営企業等会計部門 | 小計 | 87 (11) | 86 (10) | ▲ 1 (▲ 1) | |
| | 病院 | 81 (5) | 82 (3) | 1 (▲ 2) | 欠員補充 |
| | 水道 | 26 (3) | 25 (2) | ▲ 1 (▲ 1) | 事務効率化による減員 |
| | その他 | 23 | 26 | 3 | 機構改革による増員 |
| 小計 | 130 (8) | 133 (5) | 3 (▲ 3) | | |
| 合計 | 444 (50) | 441 (38) | ▲ 3 (▲ 12) | | |

注意 1. 職員数は、一般職に属する職員であり、臨時または非常勤職員を除いています。
2. () 内は再任用短時間勤務職員を外数で記載しています。

8. 職員の勤務時間そのほかの勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

標準的な勤務時間

| 開始時間 | 終了時間 | 1日の勤務時間 | 1週間の勤務時間 |
|-------------|-------------|-----------|------------|
| 午前 8 時 30 分 | 午後 5 時 15 分 | 7 時間 45 分 | 38 時間 45 分 |

注意 職場などにより、上記と異なる場合があります。

(2) 休暇制度

| 休暇の種類 | 休暇日数等 |
|--------------|---|
| 年次有給休暇 | 一の年度につき 20 日を付与 (前年に未使用日数がある場合は、最大 20 日を翌年繰越) |
| 病欠休暇 | 医師の証明などに基づき最小限度必要と認められる日または時間を付与 |
| 結婚休暇 | 連続する 7 日以内 (週休日を含む) |
| 生理休暇 | 生理に伴う身体の異常により、勤務が困難な職員に対し、一の月に 2 日の範囲内で付与 |
| 妊娠障がい休暇 | 妊娠によるつわりにより、勤務が困難な職員に対し、7 日の範囲内で付与 |
| 健診休暇 | 妊娠中の職員が母子保健法に規定する保健指導、健康診査を受ける場合に必要と認められる時間を付与 |
| 出産休暇 (産前・産後) | 妊娠した職員に産前産後までの 8 週間、出産日の翌日から 8 週間を付与 |
| 育児時間 | 生後 1 年に達しない子を養育する職員に対し、1 日につき 2 回 (1 回 1 時間以内) を付与 |
| 子ども看護休暇 | 子 (中学校就学の始期に達しない子) の看護が必要な職員に対し、一の年度において 5 日 (2 人以上の場合は 10 日) の範囲内で付与 |
| 出産補助休暇 | 配偶者の出産に際し、2 日の範囲内で付与 |
| 育児参加休暇 | 配偶者の出産予定日までの 6 週間、出産日の翌日から 8 週間、子 (小学校就学の始期に達しない子) を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合、5 日の範囲内で付与 |
| 忌引 | 職員の親族が死亡した場合で、その続柄に応じ、1～10 日の範囲内で付与 |
| 父母の追悼 | 1 日の範囲内で付与 |
| 夏季休暇 | 7 月～9 月までの間において、5 日の範囲内で付与 |
| ドナー休暇 | 骨髄移植のための骨髄、または末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する職員に対し、検査・入院などに必要となる期間の休暇を付与 |
| ボランティア休暇 | 自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する職員に対し、一の年度において 5 日の範囲内で付与 |
| リフレッシュ休暇 | 勤続 10 年、20 年、30 年に達した職員に対し、連続した 3 日の範囲内で付与 |
| 短期介護休暇 | 配偶者、父母、子などの介護が必要な職員に対し、一の年度において 5 日 (要介護者が 2 人以上の場合は 10 日) の範囲内で付与 |
| 介護休暇 | 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、6 月の期間内において必要と認められる 2 週間以上の期間の休暇を付与 (休暇期間は無給) |

(3) 育児休業 (平成 23 年度)

(単位: 人)

| 区分 | 平成 23 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業対象者) | うち育児休業取得者数 | |
|----|--|------------|------------|
| | | うち育児休業取得者数 | うち部分休業取得者数 |
| 男性 | 9 | 0 | 0 |
| 女性 | 2 | 2 | 0 |
| 計 | 11 | 2 | 0 |



償却資産の申告を お願いします

個人や法人で工場や商店などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物、機械、器具、備品などで減価償却の対象となる資産は、土地や家屋と同じように固定資産税の対象となります。

毎年1月1日(賦課期日)現在、市内に償却資産を所有している会社や個人などには、申告が義務付けられています。償却資産台帳に登録されている納税義務者には、12月中旬に申告書を送付していただきますので、平成25年1月31日までに申告をお願いします。

平成24年中に事業を開始し、申告書が届いていない場合は、お問い合わせください。※国税資料と照合の結果、資産内容の照会や実地検査を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

●**申告期間** 平成25年1月4日(金)～31日(木)

●**注意**
○種類別明細書を添付して申告してください

○前年と比べ資産に変動がない場合、住所、法人名などに変更があった場合も申告

普通救命講習を 受講しませんか

●**日 時** 平成25年1月20日(日) 午前9時～正午

●**場 所** 消防署

●**内 容** 人工呼吸・心臓マッサージ法、AEDの取り扱い

●**参加料** 無料

●**定 員** 50人

●**申込締切** 1月13日(日)

●**申込・問合せ先** 消防署
☎(245)0901

読書ボランティア 養成講座を開催

子どもは、いろいろな本と触れ合うことで心が豊かになり、世界が広がります。あなたも読み聞かせボランティアとして活動してみませんか。

●**期日・内容**
○平成25年2月8日(金) 講義「読書の意義・おはなし会の方法」

○2月15日(金)・実演「発表」

●**時 間** 午前10時～正午

●**場 所** 市民図書館

●**対象者**
○読み聞かせボランティアを始めるようと思っている人、または始めたばかりの人

○2回とも参加できる人

●**定 員** 20人

●**参加料** 無料

●**申込方法** 1月31日(木)までに電話で申し込んでください

●**問合せ先** 市民図書館
☎(245)4664

元旦にボタ山に登って 初日を見よう

初日の出は午前7時22分ごろです。下山後、生姜湯で新年を祝いましょう。雨天の場合は中止します。

●**日 時** 平成25年1月1日(日) 午前7時集合

●**集合場所** なかまハーモニ

ーホール北側

●**問合せ先** 社団法人ひびき青年会議所
☎(246)2396

1月10日は110番の日

110番は緊急通報専用電話です。急を要しない相談などの110番は、1分1秒を争う緊急な事件事故への対応を遅らせる原因となります。相談や要望は、警察相談専用電話「#9110」へお願いします。

●**110番のポイント** 110番通報で場所の特定が困難な場合は、交差点やバス停、駅、周囲の店名など、目標物を確認して通報してください

●**問合せ先** 折尾警察署
☎(691)0110

国民年金シリーズ

年金ニュース

今月のテーマ

保険料免除期間の追納

市民課 ☎(246)6240

保険料免除・若年者猶予・学生納付特例の承認を受けた人へ「追納」をおすすめ

保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた人へ「追納」をおすすめ

けた期間は、定額の保険料を納めていないため老齢基礎年金の受け取り額が少なくなってしまう。

そこで、生活にゆとりができたときは、免除・猶予などの承認期間分の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる「追納」をおすすめします。

追納することにより、定額の保険料を納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。

ただし、3年度目以降の分を追納するときは、当時の保険料に加算額がきます。

平成25年3月末日までに追納する場合の1か月の保険料額

| 年度(平成) | 全額免除 若年者猶予 学生納付特例 (加算額) | 4分の3免除 (加算額) | 半額免除 (加算額) | 4分の1免除 (加算額) |
|-------------|----------------------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 14年度(10年度目) | 14,940円 (1,640円) | — | 7,470円 (820円) | — |
| 15年度(9年度目) | 14,720円 (1,420円) | — | 7,360円 (710円) | — |
| 16年度(8年度目) | 14,510円 (1,210円) | — | 7,260円 (610円) | — |
| 17年度(7年度目) | 14,560円 (980円) | — | 7,280円 (490円) | — |
| 18年度(6年度目) | 14,610円 (750円) | 10,950円 (560円) | 7,300円 (370円) | 3,650円 (190円) |
| 19年度(5年度目) | 14,640円 (540円) | 10,970円 (400円) | 7,320円 (270円) | 3,650円 (130円) |
| 20年度(4年度目) | 14,760円 (350円) | 11,070円 (260円) | 7,370円 (170円) | 3,690円 (90円) |
| 21年度(3年度目) | 14,840円 (180円) | 11,120円 (130円) | 7,420円 (90円) | 3,700円 (40円) |
| 22年度(2年度目) | 15,100円 (0円) | 11,320円 (0円) | 7,550円 (0円) | 3,770円 (0円) |
| 23年度(1年度目) | 15,020円 (0円) | 11,260円 (0円) | 7,510円 (0円) | 3,750円 (0円) |

※上記追納額・加算額は、平成25年度に改定される予定です。

第53回中間市卓球大会 参加者募集

- 日時 平成25年2月24日 日 午前9時
- 場所 体育文化センター
- 種目
- 団体の部：3人3単(自治会単位3、4人編成)
- 個人の部(男女別)：一般、シニア(65歳以上)、初心者
- 参加資格 中間市内居住者
- 参加料
- 団体：1チーム1,500円
- 個人：無料
- 申込方法 体育文化センターに備え付けの申込書を提出してください
- 申込締切 2月4日 日 午後5時
- 申込先 体育文化センター ※詳しくは体育文化センターに備え付けの大会要項を確認してください
- 問合せ先 中間市卓球協会 事業部中野携帯 ☎090(5478)7204

親子のなやみ相談 窓口を開設

さまざまな悩みを持つ、思春期の青少年やその家族からの相談に、無料の面接相談と電話相談を行います。

- 日時 平成25年1月18日 日 午前9時30分

分 午後4時30分

●場所 クローバープラザ (春日市原町三丁目1-7)

※面接の事前予約もできません。

●予約電話番号

☎092(643)3388

●相談電話番号

☎092(584)1001

※開設期間中の臨時電話です。

●相談内容 子育て、いじめ、ひきこもりなど20歳未満の子どもに関する悩みや相談

●問合せ先 福岡県新社会推進部青少年課

☎092(643)3388

健康長寿をめざし からだを動かしましょう

年長になると、筋力や反射神経の衰えや、バランスが悪くなることで転びやすくなります。また、目や耳の衰えから、段差を認識できずに転んでしまうこともあります。中間市では、健康長寿のま

ちを目指して、心身の状態にあった運動メニューを用意しています。歳のせいとあきらめず、積極的にからだを動かして、活動的な暮らしを維持しませんか。

●実施運動教室

- 元氣ばい！なかま教室
- 貯筋アップ教室
- ニコニコトレーニング倶楽部
- 介護予防デイサービス

●問合せ先 地域包括支援センター

☎(245)7716

発達支援研修会

●日時 平成25年1月22日 日 午後3時～5時

●場所 宗像総合庁舎 (宗像市東郷一丁目2-1)

●対象 発達障がい児・者の支援者やその家族

●講演テーマ・講師 「発達障害児・者への社会適応の実践に向けて」永吉美砂子さん(宗像水光会総合病院リハビリテーション科医長)

●定員 80人

●定員になり次第締め切り。

●参加料 無料

●申込方法 1月11日 日 まで電話で申し込んでください

●申込・問合せ先 宗像・遠賀保健福祉環境事務所

☎0940(36)2473

県営住宅の入居者を募集します

募集対象団地、募集戸数、申込方法などの詳細は、募集案内をご覧ください。今回は、ポイント方式として、現在お住まいの住宅環境などの困窮状況を点数化し、点数の高い世帯から優先的に入居者を決定します。

国民健康保険シリーズ No.236

国保だより

今月のテーマ

保険証が使えなかったとき、払い戻しが受けられます

健康増進課 ☎(246)6246

次のような場合、いったん医療費の全額を負担しますが、一部負担分以外の費用は、申請により払い戻しができます。



| こんなときの費用 | 申請に必要なもの |
|---|--|
| やむをえず、保険証を持たずに診療を受けたときの費用 | 診療内容の証明書、領収書、保険証、印かん、通帳 |
| 医師が必要と認めたコルセットなどの治療器具代 | 補装具を必要とした医師の証明書、見積書、請求書、領収書、保険証、印かん、通帳 |
| 医師が必要と認めたマッサージ、はり、きゅうなどの施術料 | 施術内容及費用が明細な領収書など、医師の同意書、保険証、印かん、通帳 |
| 骨折・ねんざなどで、整骨院にかかったときの費用 ※保険証が使える場合もあります。 | 施術内容及費用が明細な領収書など、保険証、印かん(骨折・脱臼のときは医師の同意書)、通帳 |
| 輸血したときの生血代 | 医師の理由書が診断書、輸血用生血液受領証明書、血液提供者の領収書、保険証、印かん、通帳 |
| 海外旅行中など、国外で診療を受けたときの費用 | 診療内容の明細書、明細な領収書、保険証、印かん、通帳 ※明細書と領収書は日本語の翻訳分が必要です。 |

- 募集する住宅 福岡県内に所在する県営住宅
- 申込期間 平成25年1月10日 日 21日 日
- ※1月21日の消印まで有効。
- 申込書配布場所 ○中間市役所案内(本館1階)、都市整備課、東部出張所
- 募集する住宅 福岡県内に所在する県営住宅
- 申込期間 平成25年1月10日 日 21日 日
- ※1月10日 日 から配布します
- 問合せ先 福岡県住宅供給公社北九州管理事務所
- ☎092(621)3300



1月の行事予定

1月の納税

- 国民健康保険税（8期）
- 市県民税（4期）

人の動き (11月の住民基本台帳から) ※()内は前月比

- 人口 44,682人 (-12)
- 男…20,843人 (-7)
- 女…23,839人 (-5)
- 世帯数 20,306世帯 (-10)
- 出生 17人 ■死亡 42人
- 転入 122人 ■転出 109人

交通事故発生件数 (平成24年1~12月)

10月 累計
件数 38件 292件
死者 0人 1人
負傷者 47人 392人

火災発生件数 (平成24年1~12月)

11月 累計
件数 2件 14件
建物 2件 11件
林野 0件 0件
車両 0件 1件
その他 0件 2件

公共施設問合せ先

- 中央公民館 ☎(246)2321
- 消防署 ☎(245)0901
- 市立病院 ☎(245)0981
- 地域交流センター ☎(245)4665
- 東部出張所 ☎(246)1110
- 西部出張所 ☎(244)1112
- 市民図書館 ☎(245)4664
- 歴史民俗資料館 ☎(245)4665
- なかまハーモニーホール ☎(245)8000
- 生涯学習センター ☎(246)4316
- 体育文化センター ☎(246)2800
- 人権センター ☎(245)3511
- 働く婦人の家 ☎(246)0483
- ハピネスなかま ☎(245)8686
- 社会福祉協議会 ☎(244)1230
- 保健センター ☎(246)1611
- 親子ひろばリンク ☎(244)0742
- パルハウスぼちぼち ☎(243)3387
- 子育て支援センター ☎(245)5557

| 日 | 曜 | 行事予定 |
|----|---|---|
| 1 | 火 | 元日 |
| 2 | 水 | |
| 3 | 木 | |
| 4 | 金 | 市役所仕事始め |
| 5 | 土 | ○行政相談 ハピネスなかま (15:00~17:00) ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま(前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00) |
| 6 | 日 | |
| 7 | 月 | ○「子育て女性再就職支援」出張面接相談 中央公民館 (10:00~16:00) |
| 8 | 火 | |
| 9 | 水 | ○福岡県巡回交通事故相談 ハピネスなかま (10:00~15:00) ○特設人権相談所開設 ハピネスなかま (13:30~15:30) |
| 10 | 木 | ○平成25年2月保育所入所受付締切 こども未来課 (締切17:15) |
| 11 | 金 | ○1歳6か月児健診 保健センター (受付13:15~13:45) |
| 12 | 土 | |
| 13 | 日 | ○平成25年中間市消防出初式 体育文化センター前コミュニティ広場 (9:00~) ○中間市成人式 なかまハーモニーホール (受付10:30~) |
| 14 | 月 | |
| 15 | 火 | ○すくすくあかちゃん広場開放 保健センター (10:00~12:00) ○民生委員児童委員協議会 保健センター (14:00~) |
| 16 | 水 | ○4か月児健診 保健センター (受付13:15~13:45) |
| 17 | 木 | ○2歳児歯科健診 保健センター (受付13:15~13:45) |
| 18 | 金 | ○知的障がい者(児)福祉相談 ハピネスなかま (10:00~12:00) ○行政相談 ハピネスなかま (15:00~17:00) ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま(前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00) |
| 19 | 土 | ○おはなし会 市民図書館 (11:00~) ○遠賀川と中間の歴史を学ぶ講座 地域交流センター (13:00~) |
| 20 | 日 | ○普通救命講習 消防署 (9:00~12:00) ○第32回ふるさと遠賀川親子たこあげ大会 市役所前遠賀川河川敷 (10:00~15:00) ○身体障がい者福祉相談 ハピネスなかま (10:00~12:00) |
| 21 | 月 | ○わんぱく広場 保健センター (受付9:30~10:00) |
| 22 | 火 | ○すくすくあかちゃん広場 保健センター (受付9:30~10:00) ○母親学級 保健センター (10:00~11:30) |
| 23 | 水 | ○7か月児健診 保健センター (受付13:15~13:45) ○自治会長会 中央公民館 (13:30~) |
| 24 | 木 | ○親子エアロビクス なかまハーモニーホール (10:30~11:30) ○3歳児健診 保健センター (受付13:15~13:45) ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま(前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00) |
| 25 | 金 | |
| 26 | 土 | |
| 27 | 日 | ○プラスフェスタ2013 なかまハーモニーホール (14:00開演) |
| 28 | 月 | |
| 29 | 火 | |
| 30 | 水 | ○市税の夜間納付窓口の開設(31日まで) 収納課 (17:15~19:00) |
| 31 | 木 | |

*行事予定は変更されることがありますので、ご注意ください。

大好評受付中 場所は先着順となります

良い場所はお早めに

家族墓地として・夫婦墓・個人墓としてご提案いたします。

屋外納骨堂「やすらぎ」堂々完成

この様な方にお勧めします。

- ◆ご自分の安住の場所を生前中に確保しておきたい方
- ◆お子様、跡継ぎが無く、継承が心配な方
- ◆遠い所にお墓をお持ちで改葬または分骨されたい方
- ◆家にお骨があり、納めるところをお探しい方

一墓 永代使用料・永代管理料含む 永代管理料込みで 今後、一切の費用がかりません。

49.3 (税込) 万円より

宗旨・宗派問わず

●お申込み・お問い合わせは、中間霊園管理事務所まで

0120-659-117

【受付時間】午前9時~午後5時 水曜日定休
※当日、お申込みされる場合は、申込金1万円と印鑑をご持参ください。

有料広告欄